

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

○道路の区域変更(二件)

○道路の供用開始(二件)

○都市計画変更案の縦覧

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良事業計画の認可

○土地改良事業計画変更の適当の決定

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の

決定

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○開発行為に関する工事の完了

### 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

## 告 示

○宮城県告示第六百九十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、気仙沼地区加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認め

ページ

平成二十七年七月三日

○宮城県告示第六百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の幅員		変更の延長		備考
前	後	前	後	前	後	
変更に係る区域は、平成二十七年七月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十七年七月三日						
○宮城県告示第六百九十二号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。 その関係図面は、平成二十七年七月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十七年七月三日						
一 道路の種類 県道 二 路線名 女川牡鹿線 三 道路の区域						
牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神一八〇番一 地先から 同郡同町女川浜字大原五〇五番地先ま で						
前	後	前	後	前	後	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
八・八	八・八	三三・九	三三・九	三三二・四	三三二・四	
三四・九	三四・九	三四・九	三四・九	三三二・四	三三二・四	
一〇・〇	一〇・〇	三四・九	三四・九	三三二・四	三三二・四	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の幅員(メートル)	変更の延長(メートル)	備考
一 道路の種類 県道			
二 路線名 女川牡鹿線			
三 道路の区域			

牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神一七八番地 先から 同郡同町鷺神浜字鷺神二〇七番一地先 まで			
後	前	八・〇	八・〇
B	A	一五・六	一五・六
七・〇	八・〇	二八九・二	二八九・二
三三・二	一五・六	二八九・二	二八九・二
二〇〇・〇	二八九・二	敷地の区分を いう。	上記A及び Bは、関係図 面に表示する

○宮城県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神一八〇番一地先から 同郡同町女川浜字大原五〇五番地先まで	平成二十七年 七月六日

○宮城県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神二〇七番一地先から 同郡同町鷺神浜字鷺神二〇七番一地先まで	平成二十七年 七月六日

○宮城県告示第六百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙塩流域下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

多賀城市大代六丁目の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、多賀城市役所（建設部都市計画課）及び七ヶ浜町役場（建設課）

四 縦覧期間

平成二十七年七月三日から平成二十七年七月十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第六百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年七月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年六月二十二日	樋口 俊彦	刈田郡蔵王町大字平沢字大橋二十四番地一	理事
平成二十七年六月二十二日	村上 八三郎	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地一	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年六月二十一日	樋口俊彦	刈田郡蔵王町大字平沢字大橋二十四番地一	理事
平成二十七年六月二十一日	村上八三郎	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地一	理事
平成二十七年六月二十一日	村上秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	理事
平成二十七年六月二十一日	樋口喜久雄	刈田郡蔵王町大字平沢字宮ヶ内下九番地一	理事
平成二十七年六月二十一日	村上敏幸	刈田郡蔵王町大字小村崎字狐塚二十四番地一	理事
平成二十七年六月二十一日	佐藤光男	刈田郡蔵王町大字小村崎字戸ノ内中九十一番地一	理事
平成二十七年六月二十一日	鈴木敬	刈田郡蔵王町大字小村崎字鍛冶屋敷三十九番地	理事
平成二十七年六月二十一日	佐藤敏郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二十六番地	理事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年六月二十二日	村上明男	刈田郡蔵王町大字小村崎字原東四十二番地	理事
平成二十七年六月二十二日	村上秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	理事
平成二十七年六月二十二日	樋口喜久雄	刈田郡蔵王町大字平沢字宮ヶ内下九番地一	理事
平成二十七年六月二十二日	村上敏幸	刈田郡蔵王町大字小村崎字狐塚二十四番地一	理事
平成二十七年六月二十二日	佐藤光男	刈田郡蔵王町大字小村崎字戸ノ内中九十一番地一	理事
平成二十七年六月二十二日	鈴木敬	刈田郡蔵王町大字小村崎字鍛冶屋敷三十九番地	理事
平成二十七年六月二十二日	佐藤敏郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二十六番地	理事
平成二十七年六月二十二日	高沢忠義	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷二十一番地	理事
平成二十七年六月二十二日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	理事
平成二十七年六月二十二日	佐藤長成	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷三番地	監事

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年六月二十一日	村上修一	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
平成二十七年六月二十一日	若生進	刈田郡蔵王町大字円田字田町前五十八番地一	理事
平成二十七年六月二十一日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	監事
平成二十七年六月二十一日	佐藤長成	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷三番地	監事

○宮城県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富谷北部土地改良区役員の内、退任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年七月三日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 宮 崎 博 之

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年六月十四日	浅野鐵夫	黒川郡富谷町一ノ関字段ノ沢十一番地	理事
平成二十七年六月十四日	佐藤克彦	黒川郡富谷町二ノ関字内ノ目五十五番地	理事
平成二十七年六月十四日	早坂幸道	黒川郡富谷町三ノ関字馬場沢下百八番地	理事
平成二十七年六月十四日	相澤良悦	黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森六番地	理事
平成二十七年六月十四日	佐々木惣一郎	黒川郡富谷町西成田字白鳥六番地	理事
平成二十七年六月十四日	大内利勝	黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八十六番地	理事
平成二十七年六月十四日	浅野忠美	黒川郡大和町宮床字中原百四十五番地	理事
平成二十七年六月十四日	千葉功	黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地の一	理事
平成二十七年六月十四日	熊谷吉之	黒川郡大和町小野字白久保三十四番地	理事
平成二十七年六月十四日	内海俊英	黒川郡富谷町ひより台二丁目二十八番地七	監事

二 退任した者

平成二十七年六月十四日	相澤 秀一	黒川郡大和町落合舞野字上舞野東七番地	監事
-------------	-------	--------------------	----

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年六月十三日	浅野 昭一	黒川郡富谷町一ノ関字清水沢十八番地	理事
平成二十七年六月十三日	早坂 廣治	黒川郡富谷町三ノ関字馬場沢下百五十一番地	理事
平成二十七年六月十三日	福田 宗夫	黒川郡大和町落合舞野字上舞野西六十二番地	理事
平成二十七年六月十三日	米倉 孝雄	黒川郡大和町小野字釜ヶ入百七十四番地	理事
平成二十七年六月十三日	佐藤 克彦	黒川郡富谷町二ノ関字内ノ目五十五番地	理事
平成二十七年六月十三日	相澤 良悦	黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森六番地	理事
平成二十七年六月十三日	佐々木 惣一郎	黒川郡富谷町西成田字白鳥六番地	理事
平成二十七年六月十三日	浅野 忠美	黒川郡大和町宮床字中原百四十五番地	理事
平成二十七年六月十三日	千葉 功	黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地の一	理事
平成二十七年六月十三日	福田 孝雄	黒川郡大和町落合舞野字上舞野西八十一番地	監事
平成二十七年六月十三日	内海 俊英	黒川郡富谷町ひより台二丁目二十八番地七	監事

○宮城県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、名取土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）計画を平成二十七年六月二十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年七月三日

宮城県仙台台地方振興事務所

所長 宮崎博之

○宮城県告示第六百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、宮城県松島町手樽土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年七月三日

宮城県仙台台地方振興事務所

所長 宮崎博之

公 告

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年七月三日から平成二十七年八月三日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年七月三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 「食料王国みやぎ」魅力発信業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年六月五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社仙台放送エンタープライズ 仙台市青葉区大町二丁目一番三十号 新仙台ビル二階

五 契約金額 八千八百八十七万三千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○県宮城下地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月三日

一 縦覧に供する書類の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 縦覧場所

栗原市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年八月三日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八七-二二五-一 栗原市藤木五-一

電子メールアドレス nhknrrima@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、栗原市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる一 宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地六十八番二地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地六十八番地の二 渡邊 利輝

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年七月三日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一日 時 平成二十七年七月十日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

第三号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二-二二二-一三六一）